

## 電話再診による処方せん発行の終了について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、臨時的な措置として電話再診による処方せん発行を実施していましたが、厚生労働省通達により特例措置は令和5年7月31日をもって終了となります。

それに伴い当院での**電話再診による処方せん発行は令和5年7月31日をもって終了**とさせていただきます。

令和5年8月1日からの処方せん発行については、従来どおり**対面診察のみ**とさせていただきますのでご了承ください。

独立行政法人国立病院機構  
奈良医療センター  
院長 平林 秀裕